

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 平成31年2月20日

東京都作業部会確認 令和元年6月20日

事業名 高度監視制御センター装置による行動検知・解析業務委託（都内分）

案件名 同上

| 確認の視点 | | 組織委員会の見解 | 備考 |
|---|-----|--|----|
| 経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること | | 高度監視制御センター装置については大枠合意に基づいて、都の負担となっている。 発注総額はV3予算枠内である。 パラ経費は該当なし。 | |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | | 様々な情報を収集し、大会の運営リスクを抽出して組織委員会の対処を支援する本業務は、組織委員会で一元的に実施されるものであり、組織委での一括執行が情報管理・効率的構築の両面から望ましい。 | |
| 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること | 必要性 | 本事業は、大会の運営リスクを洗い出し、重大事案の未然防止と早期収束に寄与するものであり、大会の成功には必須である。 | |
| | 効率性 | 本事業は、V3精査額の範囲内であるとともに、各項目ごとに精査を行い、適正な価格であることを確認している。 | |
| | 納得性 | パートナーであるNECには、ベストプライスで提供を受けるとともに、業務委託にすることによりシステム設計等一部費用を大幅削減した。 | |
| その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること | | 大枠合意に基づく発注であり、大会運営に不可欠であることから、公費負担が適切である。 | |

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 平成31年2月20日

東京都作業部会確認 令和元年6月20日

事業名 高度監視制御センター装置による行動検知・解析業務委託（都外分）

案件名 同上

| 確認の視点 | | 組織委員会の見解 | 備考 |
|---|-----|--|----|
| 経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること | | 高度監視制御センター装置については大枠合意に基づいて、都の負担となっている。発注総額はV3予算枠内である。パラ経費は該当なし。 | |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | | 様々な情報を収集し、大会の運営リスクを抽出して組織委員会の対処を支援する本業務は、組織委員会で一元的に実施されるものであり、組織委での一括執行が情報管理・効率的構築の両面から望ましい。 | |
| 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること | 必要性 | 本事業は、大会の運営リスクを洗い出し、重大事案の未然防止と早期収束に寄与するものであり、大会の成功には必須である。 | |
| | 効率性 | 本事業は、V3精査額の範囲内であるとともに、各項目ごとに精査を行い、適正な価格であることを確認している。 | |
| | 納得性 | パートナーであるNECには、ベストプライスで提供を受けるとともに、業務委託にすることによりシステム設計等一部費用を大幅削減した。 | |
| その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること | | 大枠合意に基づく発注であり、大会運営に不可欠であることから、公費負担が適切である。 | |

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。